令和７年度ふかさわミル保育園　事業計画

【事業計画の概要】

基本理念　《子どもが子どもらしく生きる》

○　平和な社会の創造
○　自立と共生（**主体的に自他に関わる**）　} 法人理念
○　おとなも子どもも明るく・楽しく・朗らかに**“みんなが笑顔になれる保育園”** 園の理念

長期計画（３か年計画の３年目）

○　前々度、園長の交代及び複数の新人・ベテラン職員が退職し、約半数の正職員が新卒という異例の事態を迎えたことを踏まえ、職員の定着を図り、園運営を早期に安定化させるための３か年計画を策定し実施中。

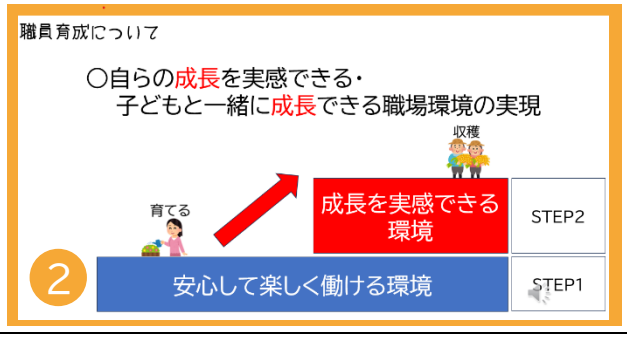
	ステップ１ （想定：１年目）	ステップ２ （想定：２年目）	ステップ３ （想定：３年目）	
フェーズ	『守』 『種を蒔く』	『破』 『育てる』	『離』 『収穫する』	
既存職員の立ち位置	○**既存職員のリードが生命線**（気負わず欲張らず、自分がやっていることを同僚と確認し合い、後輩に教えながら、自分の頭の中を整理・定着させる）	○既存職員は新人職員がリードする保育の**サポートに回る**とともに、その過程で自らが得た新しい気づきを、足元の保育に反映させる、または書き留めておく	○既存職員はチーム全体の保育に「**余裕**」「**余白**」を感じられるよう、働きかける。また、自らが余裕を感じられるようになる ○前年度の気づきを少しずつ足元の保育に還元する	○相互が協働して、自分たちの保育に「**楽しさ**」「**チャレンジ**」を**プラス**していく
新人職員の立ち位置	○新人職員は、先輩の動きを**見て真似て主体的に学ぶ** ○リードをとらない分、自分がチームに貢献できることを探す	○新人職員が**リードをとってみる**（ステップ１で既存職員がやっていたことを、今度は自分主体でやってみる）	○新人職員は、**後輩職員に教えながら、自分の頭の中を整理・定着させる** ○前年度やりたかったけれどやれなかったことをやってみる	
保育の留意事項	○これまでやってきた**保育の継続・継承が第一** ○「縦と横がつながる日案」の定着 ○仕事の内容に優先順位をつける（子どものためにやってあげたいけど保育のねらいに直結しない仕事はおもいきってやらない・我慢する）	○**「つながる日案」のさらなる定着** ○新人・既存職員ともに自分たちの保育を”腹落ち”させる時期 ○欲張らない・出来高や見栄えを求めない	○常に保育のねらいから離れない ○仕事の優先順位について共通認識を持ち、そのうえで子どものためにやってあげたいことに少しずつ着手する	
保育の継承と進取究明のバランス	今ある保育の継承・継続		自分たちの気づき・自分らしさプラス	

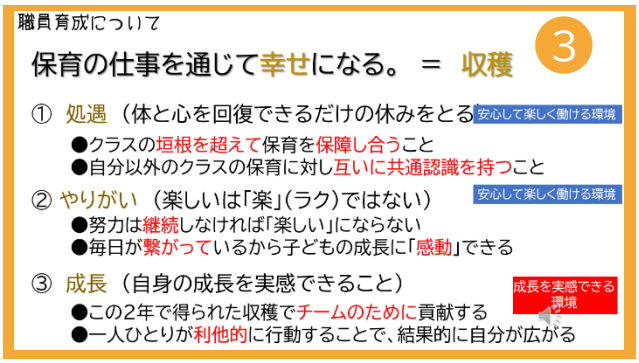
＜概況（２年目を終えて）＞

○ステップ２の最大の目標である「職員育成」に関しては、クラス担任を１年目と大きく動かさなかったことが奏功し新人職員に保育の見通しが出来落ち着いて保育ができるようになった。

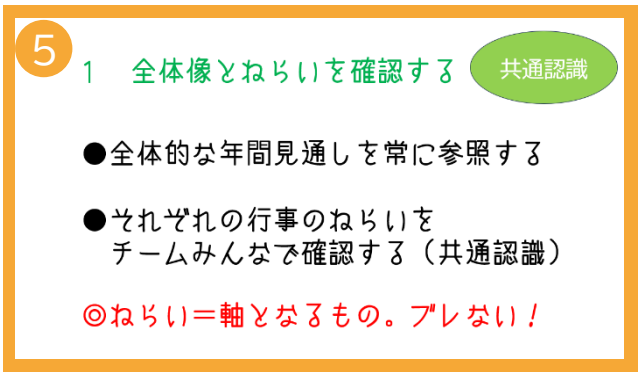
短期計画（単年度計画）・・「収穫」「交わる～その先へ」

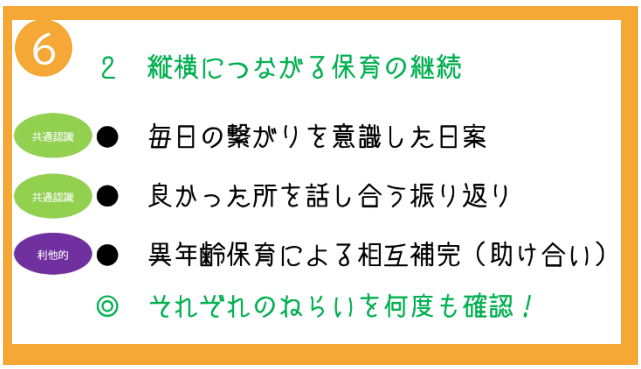


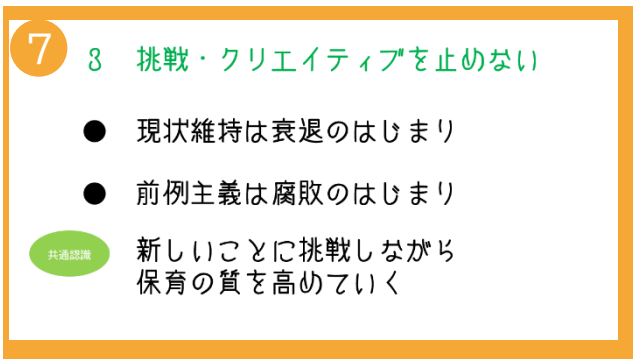












【保育】

○ 各学年ごとのステップ表（保育計画）を作成

○ 全体計画を職員全員で作成する

○ 縦と横につながる日案

○ 参加する行事から参画する行事へ

○ ３大デー（絵画デー・サーキットデー・リトミックデー）の継続実施

○ STEM の更なる拡充

○ 楽しい園庭の強化

【食育】

○「**食べたいものを　食べたい分だけ　楽しく食べる**」セミバイキング形式の給食

・一緒に食べる友達、食べはじめの時間、食べたい場所を選ぶ

・異年齢で食べることを楽しむ

・食べることと保育を直接つなげる（職域を超えた保育の共有）

○**畑（生産緑地）で野菜を一から育てる**体験（幼児クラス）

○食べる力を保護者に共有する（乳児クラス　**もぐもぐの日**。年３回）

【地域との交流・子育て支援】

○入園見学会に合わせて**子育て家庭の保育園体験会**の実施

○近隣の高齢者施設との交流再開

○地域の子育て家庭・保護者を繋ぐ絵本交換会の実施

【業務効率化】

○保育に関する **ICT ツール（ルクミー）**の更なる活用

以下の目的のために保育アプリやスマートフォン等の ICT ツールを活用する

・保護者との連絡の重複・漏れ・行き違いをゼロにして、**保護者の負担を軽減**する

・園からの**情報発信をスピーディー**にし、かつ**職員の事務負担を軽減**する

○**業務内容のさらなる棚卸**（仕事の優先順位に基づく取捨選択）による保育士の仕事量見直し

・保育のねらい実現にとって間接的な、いわゆる過剰包装を避け、**ポイントを押さえた**保護者発信や壁面装飾に体質を変えていく。

・保育の**ねらいに照らした業務の見直し**を行い、今のねらいに合致しなくなった従来の取組みについては整理・廃止していく

【保育計画のポイント】

保育の方針　《私は私。でも、私は私たちの中の私。》

○　「保育所保育指針」から離れない保育（子どもの発達に関する理解を随時確認）

○　個人の特性・発達・興味に合った保育環境の設定を心がける（発達表に捉われすぎない）

○　課題に対する出来高を求めたり、完成度を極めようとしない、欲張らない

○　どんな小さなことでも常に自分たちが立てた“保育のねらい”を意識する

職員間の共通認識を図るために、こまめで丁寧なコミュニケーションを取り合う

【保育の方法】

見守る保育

保育の目的を実現するために、私たちは、環境を通して子どもの発達を保障する。これは、子どもの自ら発達しようとする力を引き出し、可能な最大限度まで発達させることを意図した環境を用意した保育を行う。

１．生活と遊び・ゾーンとコナー保育

子どもが自発的・意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にする。

２．一斉保育から選択する保育

子ども一人ひとりの発達について理解し、一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に配慮して保育する。

３．シティズンシップ

子どもは、多様な大人、子ども同士の体験から、社会を学んでいく。

４．見守る保育

保育者は、子どもが自発的、主体的、多様な人との関係の中で活動するために、いつでも駆け込める信頼できる存在でいること。

５．異年齢児保育

子ども同士の中で刺激し合うということから、様々な年齢との関わりを保障する。（見て、真似て、関わって、教わって、教えて、一緒にやって）

６．チーム保育

子どもは、職員のチームによって、多様な社会との関わりを学習する。

７．インクルージョン保育

子どもを、男女、しょうがい、年齢による刷り込みを持たない。

８．やってあげる保育から見守る保育へ

子どもを自立していくこと、自己の意思を表現することを保育者は妨げない。

９．保育者の人権

保育者は、子どもに奉仕したり、世話をする人ではなく一人の人格を持った人として子どもと共に生活する。

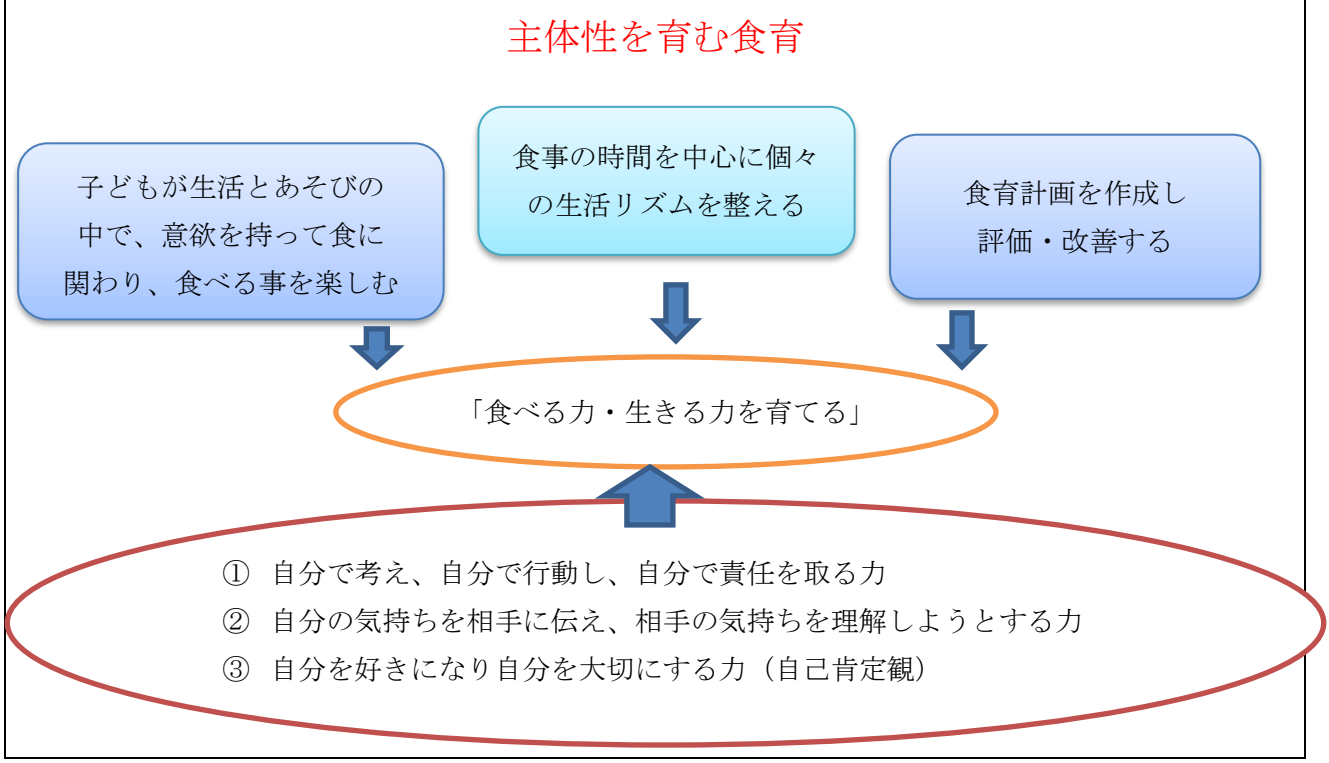
１０．　保育の原則

乳幼児基本法に則った保育を展開する。

【食育計画のポイント】

一人ひとりを大切に　　「食を営む力」の基礎を培う

保育園の全職員で共通意識をもってかかわる



【保健計画のポイント】

○子ども一人ひとりの健康の保持・増進、安全の確保に努める。

・子どもの健康状態や発育、発達状態について、常に把握する。
・日常の健康観察を重視し、速やかな対応措置を行う。
・定期健康健診　（嘱託医）　年２回（６月プール前健診・１１月内科健診）
・乳児健診　　（嘱託医）　毎月　（年１２回）
・歯科健診　　（嘱託医）　６月　（年　１回）
　※健康診断結果の保護者への通知・掲示
・入園前健診　　（嘱託医）
・身体測定　　（看護師）　毎月　（年１２回）

○保健衛生に関する情報発信

・予防接種の確認と呼びかけ　　随時
・保健だよりの発行　　毎月
・感染症疾患状況の把握・掲示　　随時

※保護者が相談しやすい環境・雰囲気を整備する

○園舎内の衛生管理
・清潔な環境を整備・維持する
○職員の健康管理
・職員及び保護者が相談しやすい環境を心がける
・職員健康診断の実施
・職員細菌検査の実施
・インフルエンザの予防接種
・麻疹等疾患・予防接種等の把握（自己申請による補助）
・ストレスチェックの実施
※危機管理マニュアル及び危機管理年間計画表を職員で検討・評価する
（レクリエーションや勉強会を十分にとり、働くことの楽しさを感じ、自分の存在を他の職員に認めてもらえるような関係性の構築の環境を整える）
・新型コロナウイルス感染症対策

・感染状況の把握と報告
・リアルタイムの情報発信
・消毒、登園時・食事前の検温、健康観察　等

【地域との連携】

✾幼稚園・保育園・小学校との連携・・・みしまの森学舎活動に参加
✾ボランティア受け入れ・・・地域への発信
✾養成校との連携・・・積極的な実習生の受け入れ・学生及び教諭との交流
✾地域への活動・・・畑からの発信

【社会貢献計画】

○地域子育て家庭を支援するための情報交換会を実施
○非常時における AED 無料貸し出しの実施

【保護者への配慮】

○保育参観及び保育参加・行事等通して、保育の理念・方針等をていねいに発信していく。
○問題解決においては、１対１の対応と１対多の対応の多様化を図り、チームでの対応を円滑に行えるよう、通常より情報の交換を密に行う
○ルクミーの導入
○視診・引き渡しの職員を固定

【研修計画】

保育の質向上への重点ポイント
園庭改造
＊園内研修・・・感染症・エピペン研修・世田谷ブロック栄養士研修
＊外部研修・・・世田谷区主催研修、ギビングツリー・子ども保育環境研究所・防災管理者研修
＊キャリアアップ研修・・・各種団体主催研修

【防災対策】

非常時に備えて全職員が一体となって、危機管理及び防災対策について日常業務に緊張感を持って従事し、緊急時には、報告・連絡・相談などを機敏に行う。そのために私たちは次のような計画

を作成し実施する。
☆避難訓練・消火訓練（年間計画に従い毎月１回以上行うものとする）
☆起震車訓練
☆防犯訓練（不審者訓練：年２回以上）
☆隣接施設との合同訓練
☆広域避難所にての訓練及び引き渡し訓練（震災を考える日）

【第三者評価】

今年度実施予定

【自己評価】

保育の質を高める事を目的に人事考査と合わせて自己評価を行う。また、年度末には全職員が参加して施設自己評価を行う。施設自己評価についてはホームページに記載する。

【修繕計画】

内　　容	時　　期	金　　額
セキュリティカメラシステム更改	１２月	¥3,850,000
１Ｆランチルーム雨漏り修繕	５月	￥1,000,000

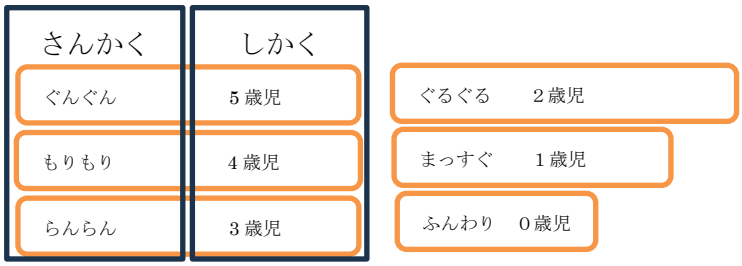
【物品・設備備品購入計画】

内　　容	時　　期	金額
ノートパソコン	５月	￥300,000

【職員の配置】

園長	橋本　英明	看護師	１名
主任保育士	田村　知	栄養士	４名
副主任	２名	調理員	１名
パート保育士／保育補助	６名／１名	用務／事務	２名／１名
ふんわり	４名	まっすぐ	４名（うち１名は副主任）
ぐるぐる	４名	らんらん	２名
もりもり	２名	ぐんぐん	３名（うち１名は副主任）

【園児構成】

年齢	4月在籍数	途中受入数	クラス編成
5歳児	２２	1	
4歳児	２３	0	
3歳児	２１	2	
2歳児	２３	0	
1歳児	１８	0	
0歳児	１０	0	

【年間行事計画】

月	計　画	月	計　画
4月	ウェルカムパーティ	10月	みんなであそぼう
5月	保育参加・個人面談開始　保護者会	11月	園外保育・保育参観・ハロウイン
6月	歯科健診・プール前健診・流し素麺	12月	クリスマス点灯式
7月	七夕	1月	お正月
8月	夏祭り	2月	節分・うたっておどって・もちつき
9月	震災を考える日	3月	ひなまつり・お別れ会・お別れ遠足
			卒園式

定例の行事

各月	誕生日会、身体測定、乳児健診、災害訓練

ふかさわミル保育園　施設自己評価
（令和６年度）

社会福祉法人　菊清会

Ⅰ　施設自己評価の趣旨

菊清会の理念は、「子どもの最善の利益を追求すること」「子どもの可能性を最大限保障すること」つまり、子ども中心とした養護と教育・保育です。この理念に基づいた養護と教育・保育が現場で実現するためには、保育者ひとり一人が実現に向けての努力を大切にし、同時に、園は、養護と教育・保育を充実することが容易な環境を準備し、保育者をサポートする制度があり、機能しているかどうかも大切です。

近年、保育の質を問われるようになって久しくなりますが、私たちの園では、保育の質を向上していくために法人の理念を基に保育指針・こども園教育保育要領に応じた養護と教育・保育の目標を定め、園・こども園の園長をはじめ保育者が、自らの園の教育・保育の方針と目標を作り上げることができるようになっています。その目標に向かって保育していくことが保育の質を向上させることであり子どもたちの未来を豊かにするものであると考えています。

私たちは、一般的に「評価する」という言葉をどうしても敬遠してしまいますが、自らが保育の質を評価するということは「子ども中心の保育」になっているかどうかを測ること。理念に基づいた方針や目標に近づこうとする保育ができているかどうかを測ることになります。

私たちは、この施設自己評価を、定期に行い結果を保育者全員で共有すること。結果を踏まえた改善を皆で行うことで教育・保育の質を向上させるようにしていきます。そして、保護者や地域の方々に公開し、園における教育・保育の内容や取り組みに理解を得ていきたいと考えています。

【菊清会の理念】

家庭と同じように生活することができる保育園・こども園を通じて平和な世の中を創造するために、子どもたちが人との繋がりを大切にしながら、毎日明るく楽しみながら生きていく自立した力をそれぞれで身につけていけるようにする。

【教育・保育方針】

日々の活動に当たっては、子ども一人ひとりを大切にするために「子どもが人的、物的環境に主体的に関わり、環境に内在する遊びを子ども自ら（主体的）見つけ出して工夫して、伝承する保育」を基本とします。

こうした子ども主体の教育・保育を援助し支え実現するためには「子どもが、子どもらしく、大人が、大人らしく創意工夫が日々の保育に醸し出されることで子どもたちの心と身体に「生きる力」「創造する力」を蓄えたいと願っています。それらの力を働かせるためには、一人ひとりが自分を発揮できなければなりません。自分を発揮するためには、人と人との関係も上手に作り上げなければなりません。

「私は私、でも、私はみんなの中の私。」自己を十分に発揮しながら他との協調することができる、そうした調整能力を持った自我を育てることも、保育園・こども園の大切な使命と考えます。

【保育ルール】

子どもの気持ちをまず尊重する。

【目指す子ども像】

・自分の可能性を信じることができる子ども。

・正直な子ども。

・何事にも興味が持てる子ども。

・自ら約束を守ることができる子ども。

ふかさわミル保育園の方針と目標

保育の方針　《私は私。でも、私は私たちの中の私。》

子どもの気持ちを尊重し主体性を育てる保育
- ○　多様な価値観の中でお互いを認め合い　子が育つ群れを形成する
- ○　子どもの主体的な活動の場を保障する（色々な企画をみんなで構築する）
- ○　一人ひとりの特性に応じた保育（移行・異年齢保育）の検証

一人ひとりを大切にする保育・・・「ひとり」を見ながら「みんな」を見る
「みんな」を見ながら「ひとり」成長をきちんと評価する
そして「ひとり」と「みんな」の関係を根気強く
職員みんなでみまもっていく

※計画を立てる事を担当制とせずチームで子どもの進行状況に合わせる事ができる、幅を持った見通しで行ってみる（プロジェクト・マップｅｔｃ）

保育目標

三つの柱
1. 知識及び技能の基礎を養う
2. 思考力・判断力・表現力などの基礎を培う
3. 学びに向かう力・人間性を養う

保育の方法

見守る保育

保育の目的を実現するために、私たちは、環境を通して子どもの発達を保障する。これは、子どもの自ら発達しようとする力を引き出し、可能な最大限度まで発達させることを意図した環境を用意した保育を行う。

1. 生活と遊び・ゾーンとコーナー保育
 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にする。
2. 一斉保育から選択する保育
 子ども一人ひとりの発達について理解し、一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に配慮して保育する。
3. シティズンシップ
 子どもは、多様な大人、子ども同士の体験から、社会を学んでいく。
4. 見守る保育
 保育者は、子どもが自発的、主体的、多様な人との関係の中で活動するために、いつでも駆け込める信頼できる存在でいること。
5. 異年齢児保育
 子ども同士の中で刺激し合うということから、様々な年齢との関わりを保障する。（見て、真似て、関わって、教わって、教えて、一緒にやって）
6. チーム保育
 子どもは、職員のチームによって、多様な社会との関わりを学習する。
7. インクルージョン保育
 子どもを、男女、しょうがい、年齢による刷り込みを持たない。
8. やってあげる保育から見守る保育へ
 子どもを自立していくこと、自己の意思を表現することを保育者は妨げない。
9. 保育者の人権
 保育者は、子どもに奉仕をしたり、世話をする人ではなく、一人の人格を持った人として子どもと共に生活する。
10. 保育の原則
 乳幼児基本法（案）に則った保育を展開する。

Ⅱ　施設自己評価と教育・保育の関わり

私たちは、保育所保育指針・こども園教育・保育要領に基づき、法人の理念と園独自の教育・保育方針をもとに教育・保育目標を設定して創意工夫しながら日々の保育を実践しています。

施設自己評価では、保育者が特に大事にしてもらいたい保育への想いや具体的な項目を提示し、自らの評価をするものだけではなく、園に関わるすべての人たちが保育の大切さと保育の質の向上に取り組む姿勢を理解していけることを目指します。

【施設自己評価について】

日々の保育活動を振り返り保育者全体で自己評価することは、専門性と教育・保育の質の改善と向上のために欠かせないことです。保育所保育指針、教育・保育要領には

ア　保育士・保育教諭等保育者は、教育・保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ　保育士・保育教諭等による自己評価にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

（1） 子ども活動内容やその結果だけではなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮すること。

（2） 保育実践の振り返りや保育者相互の話し合いなどを通じて専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にすると共に、保育園・こども園全体の保育の内容に関する認識を深めること。

と書かれています。改善のための評価には、評価の視点として「子どもの育ちをとらえる」「園の教育・保育をとらえる視点」の二つが含まれています。このような観点を良く理解した上で各自施設の自己評価をしてください。

【記入・評価の方法】

（1） 9月の時点、2月の時点にチームで保育を振り返り、できている場合は、□に☑。取組中は、□に◰。できていない場合は未記入にします。具体的な改善点を記入し今後の保育に生かしてください。

（2）全ての設問の先頭には、「園は」「私たちは」という言葉が入ると考え評価してください。

1　子どもの権利について

子どもの権利を守ることは、大人の責任です。近年、多文化社会、地域の崩壊、家族形態の多様化、子ども自身の特性などの状況を踏まえ、より一層、一人ひとりの子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

子どもの成長を的確にとらえ、子どもの心情に十分配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつくれるよう援助すること。

子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分発揮しながら、自信をもって安心して生活できる環境を提供することが大切です。私たち保育者は、保育の質の向上に取り組む上で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、保育内容すべてに関連することと考えます。

子どもの権利について保育者全体で確認し、十分配慮している。		
9月	☑	子どもの権利絵辞典を用いた読み合わせ等の実施
2月	☑	
保育者は、法人の理念・保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かして、向上心を持って取り組んでいる。		
9月	☑	新人・3年目・5年目・ベテラン層を対象にした法人研修に参加している
2月	☑	
保育者は、園の保育目標と方針を理解し、日々の保育実践をしている。		
9月	☑	年度当初に年間計画や法人の理念について職員全員で共通認識を持つ機会をもっている
2月	☑	
虐待・無視・差別等を禁止する職員行動規範を遵守している。		
9月	☑	保育士倫理規範を事務所内の職員の目につきやすい場所に掲示している
2月	☑	
保育者は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、応答的に関わっている。		
9月	☑	日々の振り返り（３０分）の中で保育者の行動について確認を実施
2月	☑	
おむつ交換やトイレ、着替え、プール遊びなどの際は、全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている。		
9月	☑	タープや衝立等のめかくしで着替えの場面を覆っている
2月	☑	
入園を希望する保護者に対して公平かつ平等に対応している。		
9月	☑	随時園見学会等にて保護者の質問に丁寧に接している
2月	☑	

２　求められる保育の資質

園に問われる保育の質とは、子どもを大切に思い、子どもと心が通い合うよう保育をすること。子どもが人と関わりあう心地良さを味わい、安心して気持ちよく過ごし自ら主体的に活動することができる環境があること。それは、保育者が、子どもの身体の発達と心の育ちを大切にし、子どもの気持ちに応え、手を携え、言葉をかけ、共感しながら、一人ひとりの存在を認めていくことです。そのような保育者の関わりにより、子どもが人・物・自然などに触れ、興味・関心を広げ、様々な心情・意欲・態度を身につけ、生きる力の基礎を培っていくことができるようになる保育のことだと考えています。

また、子どものために保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援を行うことも重要な観点です。子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感しあうことで保護者自身が、子育てに自信を持ち、子育てを楽しいと感じることができるように支援する。日常の保育の中で、子どもとの関わり方や子どもの成長・発達について専門職として具体的な助言をすることや行動見本を見せること地域への発信することもまた、在園児の保護者や地域の子育て家庭の支援につながる観点となります。そのために、子どもや保護者のモデルとなる人権感覚や倫理観をもって保育にあたります

養護と教育・保育を定期的に振り返り、保育の質を向上しようと意欲がある。		
9月	☑	毎日１３：００～１３：３０の間振り返りの実施
2月	☑	
「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を基に子どもの発達や発達過程を理解し、一人ひとりの成長・発達に合わせ見通しを持った援助ができる。		
9月	☑	年間の保育計画であるステップ表の中に１０の姿の視点を採用している
2月	☑	
保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。		
9月	☑	保育参加や保育参観、面談の機会を多数確保している
2月	☑	
保護者に、日々の子どもの様子や園の出来事を分かりやすい方法で発信している。		
9月	☑	おたより（紙・WEB）・キッズリー・動画（YouTube）による配信
2月	☑	
倫理観・人間性、保育園・こども園職員としての責任感を持ち保育に従事している。		
9月	☑	
2月	☑	
職員会議、研修、他園との交流等を通して、保育者一人ひとりの保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。		
9月	☑	
2月	☑	

3　保育環境

保育園・こども園は、子どもが快適に心地よく生活できる環境を整えることが大切です。

少人数や一人でじっくり遊びこむことができる環境、協同した活動ができる環境、ホッと一息つくようなくつろげる環境、友だちと一緒に思いきり身体を動かすことができるなど、子どもが長時間生活する場として動と静の両方の環境を保障し、人と人との係わりを育むことができる保育環境を構成します。

私たちは、園の中においては子どもの命が守られることを第一に、乳幼児期の子どもの発達をとらえ、子どもが遊んでみたくなるような環境を構成し、子どもが十分に楽しみ、満足感や充実感を得られると共に、「発見から発展へ」という子どもの問いと探究といった教育的アプローチを含んだ環境を構成していきます。

子どもの成長や遊びに合わせた玩具・遊具・絵本・図鑑が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが主体的に選び、自発的な遊びを展開できるように配慮されている。		
9月	☑	コーナーの定期的な見直しを実施
2月	☑	
リズム・音楽・絵画・造形等の多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って関わり楽しめる工夫や継続して活動できるような環境設定がされている。		
9月	☑	リトミックデー（コロナにより分散開催）
2月	☑	
子どもたちが遊びこむことができる時間と空間の配慮、自由な遊びや交流のゾーン（コーナー）等、子どもの主体性、自発性を尊重するとともに、子ども同士が関わり遊びが豊かに展開されるように工夫されている。		
9月	☑	園庭における異年齢活動を推進
2月	☑	
友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休むことやくつろげることができる空間がある。		
9月	☑	園庭の好きな場所で好きなお友達と一年中遊んでいられる園庭づくり
2月	☑	
机や椅子などは、子どもの体に合った大きさで調えられている。		
9月	☑	進級・移行時の見直しを実施
2月	☑	
遊び・食事・休息（睡眠）が子どもの生活リズムに合わせてとることができる環境を工夫している。		
9月	☑	寝・食・遊の分離
2月	☑	
乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。		
9月	☑	低い天井の乳児保育室レイアウト・一時預かり室のサーキット活用
2月	☑	

４　養護と教育・保育内容

【知識及び技能の基礎】【思考、判断力、表現力の基礎】【学びに向かう力、人間性】という「ねらい」に基づいた「就学までに育ってほしい 10 の姿」を捉えて、個々の子どもの発達や学びに必要な乳幼児期の経験が得られるような状況、必要な援助が全体的な保育の計画に示され、日々の保育で実践されていることが必要です。

保育園・こども園における教育・保育の特性は「養護と教育の一体的な実施」であり、子どもと生活を共にし、子どものすべてを受け入れ、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりを基礎として、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けていけるように養護と教育・保育を展開します。

保育者の適切な援助によって、適切な環境の中で人と関わりながら、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探求心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもが自己肯定感を豊かにもてるようになる保育をしています。

一人ひとりの子どもの豊かな学びの場として、また、生活が豊かになるように環境を構成している。		
9 月	☑	
2 月	☑	
発達過程を通して、連続する子どもの育ちの道筋、子ども像を共有している。		
9 月	☑	発達・給食会議
2 月	☑	
0・1・2 歳の個人別指導計画は、個々の子どもの家庭環境を踏まえた成長記録・心身の発達、活動の実態に即して作成されている。		
9 月	☑	
2 月	☑	
一人ひとりの子どもの発達状況、目標、保育の実態について話し合う機会を定期的かつ必要に応じて開いている。		
9 月	☑	
2 月	☑	
配慮を要する子どもの支援について、全体で認識し、必要に応じて個別指導計画を立てて保育を実践し、家庭や専門機関と連携し適切に対応している。		
9 月	☑	
2 月	☑	
保育者は、自らが伸びようとする子どもの力を妨げることなく、かつ、子どもの様々な可能性を考慮し環境を構成している。		
9 月	☑	
2 月	☑	

（1）生活と遊びの中の教育

乳幼児期の子どもたちは、遊びを通して言葉や数、自然現象や科学、表現する力など様々な力を身に付けていきます。

この乳幼児期においては、保育者の温かい言葉かけやスキンシップ、子どもの成長発達に応じた様々な玩具や絵本と出会うことにより、人と関わる心地よさ、遊ぶことの楽しさを経験し興味関心を養っていきます。その後、子ども同士の関わり合いや協同する遊び、生活の中にある不思議を体験し、さらに心情・意欲・関心を培い、生きる力の基礎を体得していきます。

また、園の行事は、乳幼児期を通した生活のアクセントであり喜びでもあるでしょう。そして、保護者に、子どもの成長を実感していただくこと。園の生活や遊びが子どもの成長にどのように関わり援助しているのか知っていただく機会でもある。また、国内外の文化を伝承する行事は、社会や地域を学ぶ機会であるとともに目に見えにくい自然科学と接触する貴重な機会でもあると考えます。子どもの参画を視点に入れた行事が展開され楽しい生活を送れるように計画していきます。

このように園の中で、子どもたちは、生活と遊びを通して、様々な経験・体験を重ね、現在を心地よく生き生きと幸せであり、未来に向かって生きる力の基礎を培います。

子どもの好奇心、探求心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことができる保育を行っている。		
9月	☑	
2月	☑	
子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。		
9月	☑	
2月	☑	
保護者とともに行う行事、子どもだけで行う行事、誕生会等、子どもが季節感（自然）や文化などを通して社会や地域を体験から学びながら、園での生活を楽しめる工夫をしている。		
9月	☑	
2月	☑	
乳児保育を行うにあたって、一人ひとりの情緒を育てることに重きを置き快適な環境と保育者の微笑みやゆったりとした話しかけ等が行われている。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもが自らの気持ち（心情）を表現することができるよう機会を日々の中で設けている。		
9月	☑	
2月	☑	
子ども同士の軋轢を保育者が解決するのではなく、子どもの解決する力を信じて適切な距離を保ち見守っている。		
9月	☑	
2月	☑	

（2）食育

食育の基本は、栽培する、収穫する、調理する、楽しく食べると考えています。連綿と受け継がれてきたこの食の一連のつながりを園の生活で体験することです。野菜等を子どもと一緒に育て、毎日の水やりや成長の観察、収穫や自ら収穫した野菜を調理し食べる喜び、時には栽培に失敗し枯れてしまうこと。無農薬のために虫がついて食べられなくなることなどの体験を通して、食べ物や命への感謝の気持ちを育てるとともに様々な発見を通して自然科学を学ぶ機会ともなっています。

それだけではなく、園では、食育計画を作成し食育を推進し、生きるために必要な食事や人との関わり、食習慣やマナー、適切な食生活と食習慣の定着、食を通し食べ物の大切さや栽培してくれた人への感謝の気持ちなど、食を通して様々なことを学んでいきます。

食物アレルギーへの個別対応もきめ細やかに行い、子どもの安全を第一に考えた食事を提供しています。

給食や食育の目標を設定し計画が作成され、計画に基づき栄養士・調理員と保育士・保育教諭等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する専門性を生かした取り組みを行っている。		
9月	☑	
2月	☑	
食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの良い給食を提供している。		
9月	☑	
2月	☑	
乳児は、家庭との連絡を基に子どもの状況に合わせゆったりとした雰囲気の中で授乳するよう工夫している。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもたちが友だちや保育者との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら食事している。		
9月	☑	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会話は慎んでいるが、極力一緒に食べる喜びを感じられる配置に配慮している
2月	☑	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会話は慎んでいるが、極力一緒に食べる喜びを感じられる配置に配慮している
個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減できる、年齢（咀嚼力等）に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行っている。		
9月	☑	
2月	☑	
温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングに合わせて給食が提供されている。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもの視点に立った計画に基づき、保育の中でクッキングする機会を設けている。栽培、収穫したものを食べる等の食育活動を実施している。		
9月	☑	
2月	☑	
地域の人や食に関する業者（卸業者・農家等）の人と連携して食育を進めている。		
9月	☑	地域の地主様のご厚意で生産緑地を畑として提供いただき、野菜栽培を実施
2月	☑	
アレルギー対応については、アレルゲン食品の確認、献立の確認、誤食した場合の対応方法等、医師の診断書に基づき、保護者との定期的な話し合いを行い確認している。		
9月	☑	
2月	☑	

（3）健康・安全

園では、保健計画に基づき看護師を中心にした保育の看護の専門性を生かし心身に健康に、成長発達を保障できるよう、日々の健康観察や衛生管理を行っています。

乳幼児は抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。このため、毎日の子どもの健康観察を行い、快適に過ごせるよう清潔を保ち、安定した生活リズムをつくり、手洗い・うがいなど基本的な清潔の習慣を身に付けるよう援助しています。

健康診断の結果を保護者に知らせることや予防接種の情報等を知らせるなど、保護者と共に子ども健康管理を行います。園は集団生活であることを念頭に、感染症の早期発見と早期対応に努め、子どもの健康を管理しています。

園においては、生活の中で、清潔であることの心地よさを感じ、元気に過ごすことができるよう、衛生管理・健康管理・健康教育に努めます。

また、保育者は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備している。

子どもは、遊びを通して身体的・精神的・社会的に成長していきます。子どもは、成長過程においては、自信を取り巻く環境に対して様々な働きかけを行い、学習していきます。しかし、子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が未熟であり、様々なリスクを含んでいます。保育者は、子ども一人ひとりを十分に理解し、健全に発達していくために必要な安全を確保した環境を整備し、いつ、どこででも事故が生じる可能性があることを念頭に置いて、保育者全員で事故予防に取り組まなければならない。

園では、リスクマネジメントを徹底し、ヒヤリハットなどの事例を保育者全員で検証し、リスクの原因を探り、再発防止に向けて全保育者で取り組むことのできる組織になっている。

保健（衛生管理、感染症対策・与薬）・事故・災害に関しマニュアルがあり、保育者全員に周知徹底されている。		
9月	☑	
2月	☑	
調理・調乳担当者の月１回以上の検便、職員採用前及び定期健康診断を実施し、結果を適切に管理している。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもの入園の際に、既往歴及び予防接収等の把握を行い、入園前健康診断又は、それに代わる対応をしている。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもに対し定期的（年２回以上）な健康診断及び歯科検診。乳児に対しては乳児健診（月１回）が行われ、結果を保育者や保護者に伝達し保育に反映している。		

9月	☑	
2月	☑	
一日を通した生活リズムを把握し、個々の子どもに合わせて睡眠・食事・遊びがバランスよく整え、自己を十分に発揮し健康に過ごすことができるよう配慮し、温度・換気・採光等適切な環境の保持を心掛けている。		
9月	☑	
2月	☑	
排泄（おむつ交換）・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じることができるよう、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせる工夫をしている。		
9月	☑	
2月	☑	
与薬は、医師の指示に従い与薬依頼書や調剤提供書等に基づき行われ、与薬の際は、複数の目で確認を行い、与薬が適正に行われたことを確認することができるようになっている。		
9月	☑	
2月	☑	
感染症発見時には、施設内掲示やメールなどの配信等で保護者に伝達したり、園内の衛生管理を徹底するなど、保育者・保護者の協力や保育者の連携により拡大防止に努めている。		
9月	☑	
2月	☑	
施設内外の遊具の安全点検や保育環境のチェック定期的に行うとともに清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃ等の子どもが使用する備品類の消毒が行われている。		
9月	☑	
2月	☑	
個人情報の管理について、保育者全員で共通認識され、適切な管理が行われている。		
9月	☑	
2月	☑	
小さなケガであっても、状況把握を行い、保護者に報告されている。		
9月	☑	
2月	☑	
午睡の際は、午睡チェックを行い、うつ伏せで寝ている時は体位を変える等、SIDS 防止の取組みを行っている。		
9月	☑	ルクミー（午睡モニター）の導入
2月	☑	
子どもの体調・表情・ケガ・食欲・清潔面・情緒面等を観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるよう体制が整っている。		
9月	☑	
2月	☑	

５　保護者支援・地域の子育て支援

保育園・こども園における保護者支援・子育て家庭支援は、「子どもの最善の利益を顧慮し、子どもの福祉を重視すること」です。

子どもの数だけ育ちにも個性があり、子育ては一様にいかないものです。子どもの成長を共に喜ぶこと、悩みがあれば一緒に考えること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者の置かれている状況やその思いを受け止めること、教育・保育の意図を伝え保育実践の見本を見せることなど様々な方法で保護者と子どもの安定した関係や、保護者の子育てへの自信や意欲を高めることに努めます。そして、地域の子育て支援の拠点として、体験保育や子育て相談、子育て広場などの保育施設に在籍していない子育て家庭にも保育施設や子育て機能を開放し、保護者同士の交流の場を設定したり、子育ての相談を受け付けたり、必要な子育て情報を提供していきます。

子どもが今を幸せに生き、未来を作り出す力の基礎を養うことができるよう、保育園・こども園の専門職である保育士・保育教諭・栄養士・看護師等の職員が協力して、保護者や子育て家庭の支援を行います。

保護者懇談会や園だより、クラスだより、保健だより、給食だよりなどを活用し、保育指針・教育保育要領や日々の保育の意図、子どもの園での生活の様子、また職員の状況など家庭に紹介している。		
9月	☑	
2月	☑	
保護者の話に傾聴し誠実に答える姿勢を持ち、保護者と職員相互で子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や園運営に生かす工夫がある。		
9月	☑	
2月	☑	
地域における子育て支援の拠点となるために、地域の家庭を対象にした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員の派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。		
9月	□	
2月	□	
園の活動や行事に地域住民に参加してもらうなど、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している。		
9月	□	
2月	□	
小学校と連携を図って、子どもの成長の連続性を保ち、小学生との交流や小学校教諭と学び合う機会をもっている。		
9月	□	
2月	☑	お祭りの行事に参加
保育者は区・市や地域で行われているひとり親家庭支援、障がい児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように取り組んでいる。		
9月	☑	
2月	☑	

6　保育の質の向上に向けた取り組み

社会の変化により保育園・こども園のニーズや役割が多様化し、多機能化が求められるようになり、保育も質の高さを求められるようになり、常により質の高い保育を目指した取り組みが求められています。

保育者は、保育の質を担保する中核を担うために保育士・保育教諭・看護師・栄養士をはじめとする保育者一人ひとりの保育の専門性が保育の質に直結します。そのため、保育者は職務に携わりながら保育現場で求められる知識や技能をより深め、さらに専門性を高めていくことが不可欠です。

保育者は自己研鑽や園内での研修に参加することやキャリアアップを目的とする体系化された外部研修を受けながら自身の職位や職務にあった能力を身に付けるための研修を受ける必要がある。保育者はそれぞれに必要な技術や知識を習得し、より高度な専門性を得て専門職としてのキャリア形成をすることが園の保育の質の向上につながる。

施設長は、自己評価・保護者や地域の意見を通して、常に運営の課題を自覚し、園全体の保育の質の向上に努め、理念や目標に基づき子どもの最善の利益を根幹とした保育の質の向上を図り、社会的使命と責任を果たさなければならない。

知識、技能、判断力、対応力及び人間性を深めるための研修を職位や職務に応じて受けている。		
9月	☑	
2月	☑	
保育士・保育教諭・栄養士・看護師・事務員・用務員等、それぞれの専門性を生かし協働することができている。		
9月	☑	
2月	☑	
保育者の職務と経験に応じたキャリア形成のための研修体系ができている。		
9月	☑	
2月	☑	
日々の保育を振り返り、チームや園全体と共有する時間を工夫して作り出している。		
9月	☑	
2月	☑	
施設長は、基本的な関連法令（保育・福祉・雇用・労働・防災・環境等）を保育者に周知するように努力している。		
9月	☑	
2月	☑	
施設長は、自己評価・保護者の意見などを考慮し、園全体の保育の質が向上するように保育者と取り組んでいる。		
9月	☑	
2月	☑	
「保育者に求められる資質」を身に付けるため、通常業務内において研修やOJTなどの機会があり情報交換ができるよう計画的に時間を確保し、職員体制を整えている。		
9月	☑	
2月	☑	

7　防犯及び災害対策

近年、温室効果ガスによる気候変動が深刻になり、ゲリラ豪雨や大型台風の増加による浸水、竜巻による突風被害、大地震の確率が高くなるなどこれまでに考えられない状況が発生するようになりました。

それぞれの災害の対策としてマニュアルの点検・改訂を随時行い、保育者・利用者の訓練も見直しながら進めていくとともに施設の改修、備蓄品や用品の整備点検を必ず実施することが求められます。

また、格差の拡大などが社会問題となっている中で、子どもなどの弱者に対する犯罪もこれまでには考えられない事件が起きているように思われます。そして、散歩など園外保育において遭遇する事故もこれまでとは違った事故が起きてきていると思います。これまでも保育者は、保育中の事故や災害などから子どもの生命を守ることは当然とされてきていますが、犯罪などから自らの命も同時に守ることができるような対策を求められるようになってきました。安心・安全を最優先するための対策・訓練求められます。

火災や地震を想定した災害訓練が毎月定期的に行われ、消防署への報告ができている。		
9月	☑	
2月	☑	
ゲリラ豪雨による浸水・台風や竜巻による突風など突然の災害に対するマニュアルがあり訓練が行われている。		
9月	☑	
2月	☑	
保育時間内外の災害に対する体制が整えられ保護者や地域の人に周知されている。		
9月	☑	
2月	☑	
お散歩マップが作成され、塀の倒壊や交通事故に巻き込まれないような視点の内容になっている。		
9月	☑	
2月	☑	
災害時に必要な備品・備蓄が整備され、随時点検・更新されている。また、備蓄品は3日間分用意されている。		
9月	☑	
2月	☑	
子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、セキュリティ対策は整っている。		
9月	☑	
2月	☑	
不審者の侵入などによる犯罪に対する訓練が保育者向けと子ども向けに行われている。		
9月	☑	
2月	☑	

8　運営

子どもの人権を守ると同時に保育者の人権も守られなければなりません。労働時間や賃金などの労働条件を整備すること。休憩の確保や保育者の健康を守ること。このようなことは保育者の意欲、自己啓発を支えることにもつながり保育の質の向上に必要なことです。

働きやすさは、条件整備だけではなく、保育者の経験年数や年齢に応じてバランスよく必要な人数が配置されていることや身体を休めることができる休憩の取り方、有給休暇が公平に取れるといった環境を整えることも重要な観点になります。しかし、環境の整備は、園から与えられるものではなく全保育者で取り組む課題でもあると言えます。保育者相互が理解し合うことでチームとなり、お互いの働くことと生活を支え合うことができる人間関係が必須であろうと考えます。

安心して子どもに接することができるよう、社会保障や雇用条件等、労働条件や環境が整備されていることは重要です。

また、保育の理念や目標といった運営や保育の基本となることを理解し、保育計画を作成し保育者に周知すること。保護者や地域の人に運営や保育内容の意図することを解りやすく発信することも求められています。

理事長・園長は園運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。		
9月	☑	
2月	☑	
園を運営していくにあたっての現場での意見が、経営者層の判断材料となる組織である。		
9月	☑	
2月	☑	
保育者の雇用条件、就業規則などが明確である。		
9月	☑	
2月	☑	
保育者が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間）などが整備されている。		
9月	☑	
2月	☑	
保育者の自己啓発やリフレッシュのための労働環境（人員配置・時間の保障など）が整備されている。		
9月	☑	
2月	☑	
保育者のライフプランに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。		
9月	☑	
2月	☑	
職場の環境を整えるための話し合いが行われ、そこでまとめられた意見から改善される体制がある。		
9月	☑	
2月	☑	
園の理念や保育の目標などの情報を保護者や地域の人に発信している。		
9月	☑	
2月	☑	
チーム保育を行う上で必要な人間関係を潤滑にし、保持する取り組みが行われ継続できている。		
9月	☑	
2月	☑	

Ⅲ　保育の質の向上のために行う取り組みの視点

園が子どもを中心とした理念を実現するために次の視点を踏まえ園職員・保護者・地域と共に保育の質の向上に取り組んでいきます。

法人	・保育理念・保育方針を明示する。 ・法人内施設間の専門性を強める仕組みを作る。 ・子どもを中心とした保育の質の向上への取り組みを行う。
園長 主任保育士	・子どもの視点での保育環境の整備を行う。 ・職員の労働条件・労働環境・賃金などの安定を図る。 ・保育者としての専門性を高める意欲を支援する。 ・保護者が必要とする運営や保育に関する情報を公開する。 ・法人内施設間で連携できる環境を整備する。 ・恒久的な施設運営のため安定した経営を行う。 ・地域に根ざした施設運営を行い、地域と園の適切な関係を保つ。
保育者	・子どもを中心とした保育に意欲的に取り組む。 ・一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う。 ・専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める。 ・子どもの育つ姿や保育の意図を伝え、保護者を支援する。 ・地域に根ざした保育運営を行う。 ・保育の意図や子供の育つ姿を伝え、在宅子育てを支援する。
保護者 地域	・子どものための保育や保育の専門性を理解することができるようにする。 ・保護者同士が繋がり、子育てに関する情報が共有できるようにする。 ・必要な情報を収集し適正に利用する。 ・園の保育に協力し、参画・参加できるようにする。 ・子どもの安全を見守ることができるようにする。 ・保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望が持てるようにする。